

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）第8条第1項の規定により、令和12年度を目標年度とする「北海道家畜排せつ物利用促進計画」を策定したので、同条第4項の規定により次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、北海道のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.htm>）への掲載によるものとする。

令和3年3月24日

北海道知事 鈴木直道